農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

矢 板 市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 旧泉村

(1) 現況

本地域は、矢板市の北部に位置しており、山村振興地域の指定を受けている。棚田が広がる高原山のすそ野や、りんご団地、南部には圃場整備された田園が広がるなど美しい里山地域を形成しているが、傾斜率が高く平場地域と比べて生産条件が劣るので、これを補正する取組を行うことが必要である。また、良好な自然環境の保全のため、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、同項第1号、第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 旧矢板町

(1) 現況

本地域は、市中心部の市街地を取り巻く形で圃場整備された農地と平地林が広がる地域である。豊富な水資源を活用した稲作地帯であり、露地野菜の栽培等も盛んに行われている。地産地消をコンセプトにした「道の駅やいた」農産物直売所に生産する出荷者も多い。新鮮で安全・安心な作物を安定して供給する必要があるので、地域において減農薬や環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第3号に掲げる事業を推進するとともに、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及するとともに、同項第1号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 旧片岡村

(1) 現況

本地域は、その中心部に J R 片岡駅周辺の市街地が拡がり、圃場整備された農地と平野林が混在するなど、旧矢板町とほぼ同様の地勢である。地区内に東北自動車道矢板 I C があり、アクセスの良さから南産業団地やつつじヶ丘住宅団地が造成されているほか、近年は国道 4 号線バイパスや駅周辺の開発整備などが進んでいる。地域の都市化が進む中、減農薬や環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第3号に掲げる事業を推進するとともに、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及するとともに、同項第1号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業 に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
1	旧泉村	法第3条第3項第1項、同項第2号及び同項第3号に 掲げる事業
2	旧矢板町	法第3条第3項第1項及び同項第3号に掲げる事業
3	旧片岡村	法第3条第3項第1項及び同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施 を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

別紙のとおりとする。

促進計画 (別紙)

- 1. 法第3条第3項各号に掲げる事業を推進するにあたり、多様な主体が地域毎の特質を踏まえ農業者団体等が事業を適切に実施できるよう支援を行うこととする。なお、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するにあたっては、これまでの農地・水保全管理支払の実施によって培われた知見、体制を活用し、県、市、農業者団体等の関係者による推進組織を設立し、農業者団体等が事業を適切に実施できるよう支援を行うこととする。
- 2. 法第3条第3項第2号(中山間地域等直接支払)事業について、次のとおり定める。
- (1)対象農用地の基準
 - 1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1 h a 以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1 h a 未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1 h a 以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

旧泉村(山村振興法)

- イ 対象農用地
 - (ア) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上
 - (イ) 市長の判断によるもの
 - a 緩傾斜農用地
 - (a) 1/100~1/20 の傾斜農用地(田)を対象。

畑、草地及び採草放牧地8度~15度。

※ (ア)及び(イ)の勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(2) 対象者

対象者は、集落協定又は個別協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行い、かつ町が協定の認定時に実施する所得要件の確認について承諾する者とする。

1) 認定農業者に準ずる者とは、矢板市の人・農地プランに定められた者で地域の実情に合わせて市長が認定する者とする。